

平成 年 月 日

印

関東運輸局長 殿

申請者住所
氏名又は名称
代表者名
連絡先

印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）設定認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
- 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（ケア運賃）

種類 車種	距離制		時間制	
	特定大型車		運賃	運賃
大型車		運賃	運賃	
普通車		運賃	運賃	

（運賃及び料金は平成26年2月28日付けで公示された特別区・武三地区のもの）
その他料金（施行規則第10条の4第1項で定める料金を除く。）、割増、割引及び適用方法については平成26年3月20日付け、関自旅二第1809号の公示内容とする。

平成28年12月20日付け、関自旅二第1491号の一部改正を適用（する・しない）。

4. 設定約款

昭和48年9月6日付け運輸省告示第372号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。